

さいたま市告示第483号

さいたま都市計画事業中川第一特定土地区画整理事業の事業計画変更（第4回変更）について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定による変更に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付を受けたため、同法第39条第2項で準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により下記の事項を公告する。

令和8年3月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 土地区画整理事業

さいたま都市計画事業中川第一特定土地区画整理事業

2 縦覧場所

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

組合区画整理事業推進事務所内

さいたま市役所都市局まちづくり推進部区画整理支援課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部区画整理支援課

(2) 電話 048（815）8726